

区域外就学審査基準表

平成 24 年 8 月 1 日

徳島市教育委員会

住民登録地が徳島市外である児童生徒が、徳島市立小中学校への就学を希望し区域外就学の申請を行った場合、申請理由が下表に該当し、住民登録地の教育委員会が承諾した場合、承認することになります。

区域外就学申請理由		申請時期	添付書類等
1	家族が全員働きに出ており、子ども（小学生）が帰宅しても家族が不在のため、身元引受人宅から通学したい。	転校の場合は随時 転居の場合は転居時 新入学の場合は入学前	家族の勤務証明書 身元引受承諾書 家族全員の住民票
2	事情により現住所に住民登録ができないが、現住所の校区の学校に通学したい。	随時 新入学の場合は入学前	民生委員の居住調査書等
3	転居したが学期途中のため次学期末までを限度として通学したい。	転居時	
4	最終学年のため卒業までを限度として通学したい。	転居時	
5	最終学年の子どもがおり、その子どもの卒業までを限度として弟妹も同じ学校に通学したい。	転居時	
6	区域外就学協議地区による。 （小松島市江田町敷地前・中道に居住していれば徳島市大松小学校・南部中学校を選択可）	転校の場合は随時 転居の場合は転居時 新入学の場合は入学前	
7	近日中に転居予定のため、転居先の学校に通学したい。	転居前 新入学の場合は入学前	建築確認書又は契約書
8	その他（不登校・いじめ等）	随時	申し出た理由を裏付けるもの